

令和7年度第2回(第51回)八尾市人権尊重の社会づくり審議会 会議録(概要)

1. 開催日時

令和8年2月13日(金) 14:00~16:05

2. 開催場所

八尾市文化会館プリズムホール 5階レセプションホール

3. 出席者

(委員) 水島会長、朴副会長、森委員、池上委員、泉谷委員、大橋委員、川野委員、林委員、藤本委員、森下委員、伊賀委員、谷元委員、柳瀬委員

(事務局) 的場人権ふれあい部長、藤本人権ふれあい部次長、寺島人権ふれあい部次長兼人権政策課長、阪田人権政策課長補佐、池田人権政策課係長、谷口桂人権コミュニティセンター館長、相原安中人権コミュニティセンター館長、堂國人権教育課参事、永井人権教育課長補佐

4. 案件

- (1) 差別事象等について
- (2) 八尾市「部落差別の解消に関する施策の方向性について」八尾市部落差別解消推進基本方針(答申)を受けての対応について
- (3) 「第3次八尾市人権教育・啓発プラン」の策定について(報告)
- (4) その他

5. 議事内容

【凡例】○：意見、Q：質問、A：回答

案件(1) 差別事象等について

・事務局から資料1について説明

【主な意見・質問・回答等】

Q1. (委員)

2つめの事象について、八尾市として差別性はどこにあると考えているか。また、投稿者に対してメッセージを発信したものはあるか。

A1. (事務局)

差別性については、差別事象連絡・啓発検討会議など、さまざまな場面で議論したが、市営住宅について、これまで決して「同和住宅」という名前を使っていない。「同和住宅」という文言を使って、特定の市営住宅について発言したことは差別性が高いと判断している。

発言者に対するアプローチについては、先ほど事務局から説明したように、今現在、滞納家賃の督促の交渉に入っている状況で、まだ続いている状況である。

今後、担当課として発言の意図を確認する必要があるが、滞納家賃回収というミッションもあるので、住宅管理課と連携しながら、発言の意図を確認して啓発していきたいと考えている。アプローチはこれからする予定である。

Q 2. (委員)

インターネットでの地域を晒すということは、他の地域でも発生していると聞いている。他市の取り組みでは、削除依頼した結果を教えてもらえないと聞いているが、削除依頼をして、実際削除されたかどうかを把握しているのか。

削除依頼の結果については、直接サイトを見て確認しなければわからないということか。

A 2. (事務局)

差別事象が発生すれば、大阪府と大阪法務局に削除依頼している。最終的に削除されたどうかは、直接サイトを見て確認する必要がある。

O 1. (委員)

インターネット上の地域を晒す行為は、ずっと続いていて、特定の人物がしている。被害を受けた地域から訴訟を提起して、昨年12月に集団訴訟になったが、被害を受けた各地域では、個人が参加している。なぜ、個人が参加するかというと、その地域で運動している団体では、訴訟上の当事者の確にかけるといって裁判上の指摘があったので、個人が参加して訴訟をやってきて、昨年12月に明らかに晒す行為が差別に当たるという判決が出された。

そして、部落差別を煽る目的があることが認定され、権利として差別を受けない権利が認められるので、それを侵害していることがはっきりと認定された。そういう動画については、一斉に削除するという判決が出ている。

こうした行為に対する法的な措置としては、大変有効なものだと考えているが、当該団体は名前を変えて、別のサイトを使って、さらに継続するというようなことが続いている。

差別事象の1件めは、一部地域を対象にしたものだが、数年前には、私も居住している〇〇地域でも同じようなことが行われた。

全国的には、おそらく数百という地域を順次回って行われてきたので、今回のその判決を踏まえて、もっと有効な手立てがないか、投稿を掲載するプラットフォームの整備等について、昨年の法改正を踏まえて、こういう差別行為は、意図的で悪質な行為であるので、取り締まることができるように、差別自体を禁止する法律がないので、包括的な差別禁止法という法的措置も必要になっていることを是非ご理解いただきたい。

Q 3. (委員)

この動画は差別事象連絡・啓発検討会で見て、動画だけを見てるとなかなか判断が難しいという部分もある。関連性や晒すという行為で判断したという共通理解があったが、私の記憶では、10年くらい前に、〇〇と〇〇の両地域で賤称語を使った差別文書が約400通投函されるといった事件があった。

同和地区の名前を掲載して賤称語を述べるのは、新たな差別助長に繋がるのではないかと行政は危惧して、事件の概要を正しく伝えることができなかつたので、当事者として事件の概要を伝えた。

この案件で議論するのであれば、動画を見ている、共有されていることが必要だと思う。案件として報告することはいいと思うが、本審議会の性格上、差別事象として承認したことになるので、委員の全員が動画を見ている、あるいは、内容を共有されていることが前提になると思う。

A 3. (事務局)

差別事象連絡・啓発検討会議において、会議の委員に動画を見てもらって、意見交換をしたという経過がある。本審議会においても、動画等の確認の仕方については、事務局として今後工夫をしていきたいと考えている。

O 2. (委員)

動画の確認等、会議の進め方については、公開・非公開の問題も含めて会長の判断に任せて、わかりやすい議論になるようにしてほしい。

Q 4. (委員)

1件めは、いたちごっこになっているという印象である。2件めは、よくわからないので整理したい。家賃の滞納者の相続人である長男が、委託業者に電話をしてきて、「同和住宅になぜ入居しているのか、同和の住宅に一般人を入居させていいのか。」と入居している母が言っているのか。人間関係等を補足してほしい。

A 4. (事務局)

もともと市営住宅に母と長女が住んでいた。最終的には母が亡くなって長女も相続人となったが、相続放棄して家を出ていった。

別で住んでいた長男が相続人なり、家賃滞納整理の委託業者と催告の関係で長男に連絡する中で、長男が、「母親が同和住宅になぜ入居しているのか。」と、「同和住宅に入居させていいのか。」という話があって、基本は家賃の滞納業務の話だったが、交渉の中で長男が発した言葉である。

母が亡くなって、長女は相続放棄して相続人の長男へ委託業者が交渉している。

O 2. (委員)

長男は怒っていたのかもしれないが、相続人であるので、義務として支払いをする必要があると思うし、こういう発言をしたら駄目だというのは、この審議会に出席してきて感じている。

O 3. (委員)

SNSを使った差別事象は、最終的には裁判を起こしたら裁判官が判断することになる。2番めの事象について、「なぜ、同和住宅に入れたのか」という発言は、基本的な規定に違反しているのか、違反していないのか、はっきりわからない。

Q 5. (委員)

「同和住宅」という言葉を長男が発したのは、差別的な言葉だと思う。
なぜ、入居させたのかについては、不動産業者との話し合いだと思っていて、弁護士が入っていると思うが、今後の対応を見守りたいと思う。

A 5. (事務局)

2つめの事象について、市営住宅であるので、市が管理者として、不動産業者を介せずに、市が直接、入居者を選考して、入居決定している住宅である。対応は、市で管理している。

O 4. (委員)

同和対策という位置付けの住宅はない。同和対策の過程で、その地域の整備のために、土地の区画整理等を行って、改良住宅を建てて、同和対策関連の予算を使って建てた住宅もあった。

部落の人にだけ、なぜ、そのような住宅を建てるのかという反対意見も実際あったが、それまでの劣悪な生活環境を考えると公営住宅が必要であった。

今回の事象が起きた背景は、長男がここは同和地区であって、同和向けの公営住宅であるということを知っていて、自分の母は、同和地区の住民ではないのに、なぜそこに住んでいるのか、入居させていいのかと、未払家賃の支払いに対応のために発言したと思う。

住宅法が改正されて、同和地区内の市営住宅には同和地区住民以外にも多く入居している。八尾市が選定して入居している。

一般の地域の人との交流でプラス面はあるが、一方では、団地で一斉清掃をしたり、コミュニティを作ったり、自治会を作って地域で住宅管理してきたが、後から入居した人は、そうした経過についてあまり説明を受けていないので、なぜ、自分がそういうところへ出て行かねばならないのか、細かな生活上のトラブルはある。

八尾市は、自らの責任で同和地区にある公営住宅に、一般市民を入居させるので、必要な啓発、あるいはまちのコミュニティを作って協力することを、きちんと説明し、納得して入居してもらうことが本当に必要だと思う。

直接的かどうか別にして十分なされていないのも1つの背景になっていることを指摘しておきたい。

【凡例】 O : 意見、Q : 質問、A : 回答

案件(2) 八尾市「部落差別の解消に関する施策の方向性について」八尾市部落差別解消推進基本方針(答申)を受けての対応について

・事務局から資料2について説明

【主な意見・質問・回答等】

Q 1. (委員)

資料の1ページ、1つめの項目について、右から2つめ⑤欄に「インターネット上の人権侵害に対応するため、差別事象等発生時の対応について、庁内共有を図るということで差別事象マニュアルを令和7年2月に改定済みとなっているが、審議会の委員に提供済みか。

A 1. (事務局)

令和7年度第1回人権尊重の社会づくり審議会で資料として配布済である。

Q 2. (委員)

資料の3ページ、一番下の欄の⑤について、(R7)欄で、「多くの市民に対して人権に関心を持ってもらう機会を増やすため、民間機関等のノウハウを活用して、人権教育の講座や研修などを開催し、効率的に人権啓発を進めていく」とあるが、民間機関等のノウハウは、どういうものをイメージしているのか。

A 2. (事務局)

人権啓発事業について、民間機関等に事業委託して事業を実施している。

今後についてはより多くの市民に人権についての意識を高めてもらうため、啓発セミナー等、民間のノウハウを提案してもらう形で進めていきたい。

Q 3. (委員)

資料の7ページ、下から2段めについて、概ね隣保館事業のことを記載していると思う。⑥欄で「重層的支援体制整備事業と連携していく」とあり、福祉の担当課が地域の実態や地域住民ニーズの把握に努めるということだと思う。

地域ニーズや課題を一緒に対応しているのが隣保事業だと思っている。このあたり、部落差別(同和問題)以外で生活困窮に陥った人たちの分は重層的支援体制整備事業で対応するのか、重なっているのであれば、隣保事業か重層的支援体制整備事業のどちらかが不要ということになる。そのあたりの説明をお願いしたい。

A 3. (事務局)

⑥欄について、1つめは、新たな福祉制度である重層的支援体制整備事業は、さまざまな支援機関が連携して相談者の支援を行う仕組みだが、隣保事業を行う人権コミュニティセンターも支援機関の一つとして相談者に寄り添っていくという点を記載し、2つめは、従来からの隣保事業として、地域の人と連携して地域ニーズを把握しながら、寄り添った支援をしていくという2点を記載している。

Q 4. (委員)

例えば、隣保事業の中に社会調査事業があって、隣保館では公営住宅を中心によく頑張っていると思う。1軒1軒自宅を訪ねて、困り事などの生活実態の把握をしていて素晴らしいと思う。

先ほど生活困窮者支援法の中で事業ができて隣保館が組み込まれているので2つ併記しているという説明があったが分からない。

八尾市では、西郡まちづくり構想を進めている。地域には余剰地が多くあるので活用しながら、多様な人々を受け入れようとしている。桂小学校区や西郡の人口構成は高齢者が4割、市内で一番高齢化率が高い地域になる。公営住宅は市内で約2,000戸、西郡に約1,300戸あり、半分以上が西郡にある。

公営住宅は、高齢者や障がいがある人など、生活困窮者が入居していてコミュニティを構成している。少子化ということ言うと、先日、インフルエンザの流行により学校閉鎖になったが、新1年生は9名である。特認校制度は他の校区から通学できるので、校区に住んでいる子は4人、校区外から5人で、

P T A活動として、校区外の人が地区福祉委員会に入っているが、全く地域のことがわからないから、実は大変な思いをしながら地区福祉委員会でのさまざまな取り組みをしているというのが実態である。この数年は、人数が大体1桁で、多いときは10数人というのが約20年続いている。

特認校制度では、4人しか生徒がいなくて行かせたくないという保護者も実はいるので、まちづくりの基本となる人がかなり少なく、公営住宅が半数を占めていて、社会的な困難を抱えた人たちが集中しているという、かなり厳しい地域になっている。まちづくりをするのは、いいことだと思っている。

そうした中、桂人権コミュニティセンター、セツルメント事業をしている隣保館、高齢者の居場所である桂老人福祉センターと桂青少年会館を、3館合築という名のもとで、1つにするということになっている。

それと3月には、まちづくりはパブリックコメントの結果が出され、地域に寄り添った支援のための施設を来年度はどういう機能にしていくか。新たな施設として3つの各条例を持った施設が3つ入るのではないため、3館合築ではなく、複合化というのを前面に出しているの、改めて、隣保事業の課題やめざす目標と建物が合致しているかなど、どういう建物にしていくかは、人権尊重の社会づくり審議会でも案件にするべきだと思っているので、もし機会があれば、そのような大切なことを入れたうえで議論してほしい。

桂人権コミュニティセンターが担う事業は、何年か後になくなるのか、担当部署が変わるのか、人権の視点で施策展開がどのように変更になったのか、現状の共通理解を得るために、人権尊重の社会づくり審議会での重要な議論になっていくと思っているので、それも踏まえながら報告していただきたいと思っている。

A 4. (事務局)

これまで続けてきた相談事業など、人権コミセンを拠点として地域の諸課題を解決に向けた取り組みを実施してきたのが隣保事業である。

重層的支援については、福祉部の事業であり、各ケースの課題は、1つの分野、例えば高齢分野や障がい分野だけではなく、複層的な課題があるという理由から、さまざまな関係者が、そのケースに対して取り組みを実施するのが重層的支援で、これまでの隣保事業と、非常に近いものがあり、これからも人権コミセンの隣保事業として、重層的支援事業に対しても関わっていくという趣旨である。当然、地域の取り組みの中で地域に対して説明しているものと認識をしている。

あらゆる人権課題について、委員からご意見を頂戴する場と認識している中で、今後、どのように報告をするかについては、検討していきたいと考えているが、基本的には地域の中でしっかり話し合いをしていると認識している。

O 1. (委員)

資料の3ページ、一番下の段について、「参加者層が違うイベントと協力し」とあるが、アリオ八尾で数年前に人権に関するイベントがあって、クイズ形式になっており、アンケートでも意見することができ、人権啓発グッズの配布もあり、非常に良かったと思う。

それから、その左側に「コロナ禍においてオンライン開催や動画配信などで実施する」とあるが、自分自身も動画配信で何度か八尾市の研修を受けたことがある。操作が苦手というのもあるが、アクセス

がしづらい印象がある。

動画配信については、時間や場所を選ばずに受講できるというメリットがあるが、もう少しアクセスしやすいような方法を考えていただきたい。

Q 5. (委員)

この案件の資料になっている、『八尾市「部落差別の解消に関する施策の方向性について」八尾市部落差別解消推進基本方針答申』は、市議会に配布しているか。また、どの程度の範囲で、使用されているのか。

A 5. (事務局)

市議会へは、答申受領時に情報提供している。また、答申は本市のホームページ等で公開している。

Q 2. (委員)

資料の7ページ、上から3つめ、多文化共生推進事業について、『外国人市民が増加傾向にある中で、まちの活力を維持していく観点からも、外国人市民の存在は重要であり、「外国人が住みやすいまち」、「外国人が活躍できるまち」をめざして、多文化共生の取り組みの充実を図っている。市民は様々な国や地域の対応の生活文化や習慣等に対する相互理解を深めるために、市民間の交流の機会の創出、外国人市民の地域活動への参画の促進等に取り組む必要がある。』と記載されている。

また、補足説明として、「ベトナム料理講座を開催し、地域と外国人市民が多数参加するなど、地域で顔の見える関係を構築した。」と具体的に記載されている。

最近、ネパールに目的があって行った。日本のためになっているのは間違いないと思うが、中国やベトナム、インドネシア、ネパール等、多くの国から日本に出稼ぎのような形で来ている。

ところが、今回の衆議院選挙で、外国人排斥というような具体的な政治目標を掲げている政党もある。犯罪をした外国人に対しては、きちんと罪に服してもらう、あるいは、帰国してもらうのは当たり前である。

日本の大学に来ている若い人たちが非常に多いので、多文化共生事業にぜひ力を入れていただきたい。

Q 6. (委員)

資料の7ページ、一つめの学習支援事業について、無償で子どもたちの学習意欲の向上を図るとするのは、本当に嬉しいことだと思っている。申し込みは、子ども若者政策課でいいか。

子どもたちの学習支援をしていると、進路相談や家庭相談など、さまざまな内容の相談も入ってくると思うが、そういう場合は各機関につないで解決に向けて取り組んでいるのか。

A 6. (事務局)

原則として、子ども若者政策課への申し込みになる。

本事業について、単なる学力向上をめざすという、塾のような形だけではなく、生活に課題を抱えた家庭の子どもたちに対して、学力の向上を含め、さまざまな支援をしている。

他の課題が見つければ、他部署と連携しながら支援している。

【凡例】 O : 意見、Q : 質問、A : 回答

案件（3） 「第3次八尾市人権教育・啓発プラン」の策定について（報告）

Q 1.（委員）

参考1について、パブリックコメントの実施結果は、「①総件数 431 件、②重複を除く意見数 86、②のうち修正あり 14 件、②のうち修正なし 72 件」であるが、総件数 431 件は八尾市の他のパブリックコメントと比較して多い方か。

また、総件数 431 件で、重複を除いた意見数が 86 件となっていることを見ると、86 件の裏には、約 5 倍の意見があるということになる。各意見の重複件数を教えていただきたい。

A 1.（事務局）

パブリックコメントの総件数 431 件について、八尾市では他課に比してかなり多い認識である。他のパブリックコメントの実施結果は多くて 10 件程度であるため、431 件はかなりの数であると認識している。

また、重複意見のうち多かった意見は、人権協会について記載すべきでないかという意見と、次に、市民や市民団体の取り組みを記載すべきではないかという意見の 2 つである。

複数の重複意見があったのが約 16 件ある。少しずつ内容は違うが同様の趣旨であるため、回答をまとめた次第である。

Q 2.（委員）

プラン策定審議会で審議をしたものを、市議会等への報告を経て、最終的に八尾市の文書として公表するのか。

また、人権尊重の社会づくり審議会とプラン策定審議会の関係について、権限や責任はどのようになっているか。

八尾市の人権政策の基本的な計画であるので、注目して見てきたが、この審議会が人権教育・啓発プランに対して何をなすべきか。責任や権限の範囲を教えてください。

A 2.（事務局）

資料 3 の 121 ページ、「(1) 進行管理と評価の充実」という項目の No. 81、進捗状況の把握とあり、「本計画の推進にあたっては、進捗状況を毎年把握し、八尾市人権尊重の社会づくり審議会に諮ります。」と記載している。

八尾市で進捗状況を毎年把握して、人権尊重の社会づくり審議会の場で取り組みの報告をすることになっている。その中で、10 年間のプランであるので具体的な施策については、意見をいただきながら毎年進めてまいりたいと考えている。

Q 3.（委員）

資料 3 の 122 ページ、団体紹介があつて、それぞれに主な活動が記載されているが、団体によっては

2列に分けていて、八尾市社会福祉協議会であれば、1ページを使って記載されているが、構成の基準はあるか。

団体によって掲載スペースに差があるので同じようにしてほしい。

A 3. (事務局)

構成の基準について、第2次プランの取り組み主体に記載があった8団体を主な団体として取り上げて50音順に記載している。

取り上げた8団体については、パブリックコメントの対象外で市が独自で団体の主な活動を掲載するのは難しいので、各団体とヒアリングをした上で、団体の活動内容について掲載している。団体によって少し掲載スペースに差があるが、各団体にヒアリングした結果を記載している。

O 1. (委員)

人権関係の民間や市民団体をきちんと評価してプランの中にしっかり位置づける必要があるというのは、パブリックコメントの中で一番多かった意見だと思う。我々もずっとそれを言い続けてきた。

団体紹介にある人権関係の8団体は、目的や組織構成を持ちながら人権に関することを一生懸命取り組んでいる団体である。

ただし、八尾市社会福祉協議会についての記載は、事業報告、事業紹介である。

人権に関係した事業をしているが、あくまで社会福祉協議会であり、他の団体と並べて人権団体とするのは少し違和感がある。主な活動は、社会福祉協議会が実施している事業を羅列しているだけで、全部関係がないとは言えないが、全部人権かということそうではないと思う。他の団体は全部人権を掲げた団体である。

もし、紹介するとすれば、社会福祉協議会の中で、特に力を入れて行っている人権関係の取り組みをきっちり紹介するとわかりやすいと思う。その辺の整理をした方がいいと思う。

Q 4. (委員)

団体紹介の記載は、重要だと思う。

普段、人権啓発の推進をしていく中で、デジタル化は避けて通れないので、どんどん情報発信していかないといけないし、発信するだけでなく閲覧数等のカウントができれば、成果も見えてくると思うので、情報発信の仕方を工夫する必要があると思う。

A 4. (事務局)

八尾市人権啓発推進協議会では、今年度からInstagramのアカウントを立ち上げて、さまざまな情報発信している。Instagramは閲覧件数を確認することができるので、機会があれば資料として提供していきたい。

O 2. (委員)

今回、八尾市人権教育・啓発プランの審議会やワーキング部会に参加して、非常に楽しかったというのが正直な感想である。

ブレインストーミングの方法で自由に意見を出すことができ、ファシリテーターにも一緒に協力して

もらってさまざまな表現方法や考え方がよく分かった。ただ、この啓発プランに、どのように活用されたかは正直なところ、微妙な感想である。

団体紹介では、50音順であるので八尾市企業人権協議会が最初に記載されているが、主な活動が5つしか記載されていないので、もう少し考慮してほしい。

これで啓発プランが完成したとは思っておらず、3次、4次、5次と進んでいけば非常に嬉しい。

Q 4. (委員)

資料3の39ページ、高齢者の人権について、『2024(令和6)年1月には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(認知症基本法)が施行され、「新しい認知症観」に立つ認知症施策が推進されています。』と記載されているが、認知症施策はどういうものがあるか具体的に教えてほしい。

A 4. (事務局)

共生社会の実現ということで、これまで認知症については、医療モデルとして病気という認識の中でどのように治療していくか、どのように対応して介護をしていくかを主体として考えられていた。

ところが、この法律ができる以前から認知症になったとしても社会モデルとして住みやすいまちづくりをしていくため、市の施策についても方針転換をしており、認知症になっても住みやすい、暮らしやすいまちづくりをしていく、ということである。

Q 5. (委員)

現実に認知症になった人の介護をしている人は、1人で悩んで大変である。

認知症患者は増えていて、団体の仲間が認知症になったときに人権問題は必ず関係してくる。

仮に、団体の役員が認知症になって必要な書類を出せないような状態になった時に、その人にどのように対応して、言葉は良くないが、うまく辞任してもらうか、人権問題に関わる問題であるので教えてほしい。

A 5. (事務局)

認知症患者を社会全体で見守るのは、言葉では簡単であるが、非常に難しいことであると認識している。認知症に罹患しているかもしれないという発見が非常に難しく、本人が気づきにくい、認めにくいという病気だと認識している。

周囲の人が気づけば、その人が住んでいる地域を管轄している地域包括支援センターに相談して、その人の家族や本人に対して、何らかのアプローチ・支援をすることで、団体活動含めて包括的な見直しが可能になると考えている。

Q 6. (委員)

障がい者の団体は、なかなか声を上げられない、声をあげる術を持っていない人が多くいるので、そういう人に対してどこまで理解してもらっているのかがすごい気になっている。

車椅子の乗り方などの要望があったら、説明したり、車椅子に乗ってもらったりしているが、その要望も少なくなっている。要望は同じ地域から出てきて、声を掛けてもらっている。

本当に差別されているような状況があっても声を上げられないことを分かってほしいし、車椅子の乗

り方や押し方、道での声の掛け方などの研修をしているが、要望が少ないので行政がもう少し手助けしてほしい。障がい者の人権を考える上で、非常に弱い立場だと感じている。

A 6. (事務局)

車椅子などについては知っていても、実際に触れてみて乗ってみないと分からない。そういう意味では、市民に対する研修は非常に重要な機会であると認識している。

本市においても、さまざまな研修を実施しているし、八尾市人権啓発推進協議会の地区福祉委員会主催の人権研修においても、毎年さまざまなテーマで実施している。

障がい者の人権やその他の人権含めて、毎回テーマを決めて実施していると認識しているが、審議会の意見を含めて、各人権課題はどれも重要であるので、丁寧に説明したいと思っている。

また、障害者差別解消法において、行政や事業所による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されている。合理的配慮を考えながら障がいのある人の人権をしっかり守っていきたいと考えている。

O 3. (委員)

インターネットの人権については、私たちの過去の経験も全く通用しない。技術をどんどん悪用して、世界中に差別を拡散する状況になっているので、市として啓発に限界も感じていて、本当に人権侵害をなくすためには国がもう少し根本的な対応をしなければ、1 地方自治体で対応するには限界があると思っている。

その中で、できることを進めているということを今日もさまざま感じた。大阪府を通じてという話があったが、日本の国が真剣に人権を保障することをしなければ、今の状況は変わらないと思うので是非、国へのさまざまな要求も含めてしていただきたい。

また、本当にこれだけのプランを市民と作ったということは、八尾市民としては嬉しいし、他市の市民にこのことを伝えたい思いがある。

ただ、これが本当に実現するためには、予算と人的体制が必要だと思っているので、いくらすばらしいことを書いていても裏付けする予算がどうなのか、民間機関を安く使うということは、八尾市では絶対考えていないと思うが、正当な予算を持って民間機関に動いてもらう。ボランティアで活躍してくれる団体も含めて見守っていきたいと思っている。

八尾市人権協会の相当予算が減らされるということを少し前に聞いたので、このプランを発展させるためにはどうしたらいいかを考えていきたいと思っている。

【凡例】 O : 意見、Q : 質問、A : 回答

案件 (4) その他

O 1. (委員)

先ほどのパブリックコメントに関連して、73 番に対する市の考え方について、「識字・日本語教育については重要な取り組みであると認識しておりますが、改正素案については予算措置について担保する

ものではないですが、国や大阪府等の必要な補助金、助成金については確保に努めてまいります。」と記載されており、八尾市がこのように言及したのは初めてである。

一方で、市の考え方の記載内容を見ると、例えば、「今後の参考にさせていただきます」という答えがあったり、「この審議会で進行管理します」という回答があったり、例えば、大事な問題を問うているのに、もうそこで審議して策定したと回答しているものがあり、的外れな回答もある。

別の機会でもいいので、なぜこのような回答になったのか、教えてほしい。いずれにしてもこれだけのプランが出来たのでよろしく願いたい。

A 1. (事務局)

1つめ、差別事象等発生時の対応(職員向けマニュアル)について、本市職員が差別落書きや差別発言等を発見、確認した時の対応を体系的にまとめた職員向けマニュアルについては、R7年2月に「インターネット上の差別書き込み発生時の対応」などを新たに盛り込んだ改定版を作成し、職員に周知の上運用している。

このことについて、前回の本審議会の場で報告したが、その時にさまざまな意見を頂戴し、マニュアル自体の構成について部落差別が発生した場合の対応しか記載されていないなどの指摘があった。

マニュアル自体は、部落差別が発生した場合の対応を中心とした構成となっているが、職員に対しては障がい者や外国人等に対する差別事象が発生した場合においても、部落差別の箇所を各人権課題に置き換えるなど、本マニュアルを参考として対応するよう促している。

しかし、SNS上の差別事象など新たな媒体を用いた差別事象が発生する中で、現マニュアルを活用する上での課題などを踏まえつつ、さらに汎用性の高いものへ改善する必要があるとも考えている。

2つめ、「よりよい言葉づかいを意識してみませんか 誰もが安心して幸せに暮らすために」について、人権啓発の観点から「言い換えた方が良い言葉」と「適切な言葉」を例示した本市ホームページ掲載文については、前回の本審議会で委員の皆様からさまざまな意見をいただいた。

意見を要約すると、市が特定の「言葉や表現」に「適切、不適切」を二者択一的に決定し、市民へ市が適切とした言葉の使用を呼びかけること自体が、市の恣意的な運用につながる恐れもあり問題ではないのか、また、どんな言葉に言い換えても新たな差別につながることもあり、誹謗中傷に使われる可能性があるといった問題提起が多数を占めていた。市として、そうした意見を受け、ホームページの掲載を見合わせたうえで、今後の対応を検討しており、その結果、前回の審議会での委員の意見の主旨に加え、また、言葉さえ変えれば、差別がなくなると誤認を招くことにもつながりかねないという観点から、市が市民に対し、特定の言葉や表現の活用を推奨することは避ける必要があるとの認識に至った。

一方で、何気なく使う言葉や表現が、差別や偏見の助長や、固定的な考え方を押し付けることになることや、相手を思いやり、言葉づかいを意識することを啓発することは、市として人権啓発を進めるうえで大切な視点であるとも考えている。

については、言葉や表現を例示せず、何気ない言葉が人を傷つけることもあり、発言の前に相手の気持ちを考えましょうといった呼びかけをホームページ上で行いたいと考えている。

3点め、パブリックコメントについては、市の考え方として決定していて、先ほどスケジュールを申し上げたように、市議会への報告の後、ホームページで公表する予定である。

もし、質問等があれば人権政策課まで出してもらえれば、個別に回答したいと思っている。

閉会

以上